

あなたのまわりは大丈夫？

銃砲刀剣類に不安を感じたら・・・

銃刀法改正



平成21年6月1日から

～ 都道府県公安委員会に対する

申出制度が運用されています～



銃砲や刀剣類を持っている人が、

人に危害を加えるおそれがある
公共安全を害するおそれがある
自殺をするおそれがある

と思われるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができます。(法29)

- ・同居している人
- ・近隣に住んでいる人
- ・職場の同僚

適切な取扱いを
お願いします。



猟銃・空気銃等の銃砲や刀剣類を持っている人に不安を感じることがあれば、最寄りの警察署等にご相談ください。

受理後は、申出事実の確認及び調査を行い、適正に措置します。

秋田県警察本部生活安全部生活環境課

018 - 863 - 1111

又は、最寄りの警察署・交番・駐在所